

廃棄物の輸入の承認について

輸入注意事項19第10号 (19.3.6)

改正①輸入注意事項20第4号 (20.3.25)

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる廃棄物の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。))については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、当該廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等にも該当する場合の輸入の承認については、「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第11号)又は「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第12号)に基づいて行います。

また、平成5年12月14日付け輸入注意事項5第16号(廃棄物の輸入の承認について)は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物(同条第4項第2号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。)

2 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一 T2010) 2通及びその写し 2 通
- ② 申請理由書(別紙の様式によるもの) 1通及びその写し 2 通
- ③ 輸入契約書の原本及びその写し 3 通
- ④ 廃掃法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入許可書の原本及びその写し 3 通
- ⑤ その他必要と認められる書類

※③及び④の原本を除き、提出書類は原則として返還しない。

- (2) 申請書の提出先
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (3) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。

3 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、あて先を記入のこと。）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、（外国法人、外国人の場合は登記簿謄本、住民票に代えて、所在の証明できる書類）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch、2HD、1.44MBフォーマット済のもの）

（注）外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票にかえて所在の証明で
きる書類

② 郵送先

〒100-890

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入号承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用すること。

a ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア

b テキストエディタ

c XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用すること。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

TA19

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

追

⑱

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

- ① 3の(1)の②から④までに同じ。
- ② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
- ③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
- ④ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口にて郵送又は提出すること。
- ⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。
jpeg、jpg、gif、pdf、text、htm、html、xml
- ⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。
なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口にて郵送又は提出すること。
- ⑦ ④及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
- (9) その他、電子申請に係る運用は、運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

4 輸入の承認 ①

当該輸入申請が上記3又は4に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。なお、廃掃法第15条の4の5第2項に定める国その他の環境省令で定める者が輸入を行う場合は、輸入の承認を要しないものとする。

[別 紙]

廃棄物の輸入に係る輸入承認申請理由書

申請年月日

経済産業大臣 殿

申請者 記名押印又は署名
住所 (電話番号)

輸入貿易管理令第4条第1項2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

記

- (1) 商品名
- (2) 型及び銘柄
- (3) 数量及び単価
- (4) 価格条件及び単価
- (5) 外国為替金額の総計
- (6) 原産地
- (7) 船積地域及び船積港
- (8) 到着予定年月日
- (9) 商品の説明及び用途

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。